

優先出資の募集に関する決定公告

令和6年3月14日

組 合 員 各 位

新潟市江南区旭2丁目1番2号
はばたき信用組合
理事長 大崎 新一

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 募集優先出資の内容

(1) 優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。

イ. 優先的配当率（年率）は「(預金保険機構が各配当計算期間の属する事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」+0.1%)×40」によって決定する。

ロ. 決定された優先的配当率は、当該事業年度に適用する。

(2) 「優先配当年率としての資金調達コスト」が「日本円 TIBOR (12か月物)」または8%のうちいずれか低い方（以下「上限利率」という。）を超える場合には、優先的配当率は「(上限利率+0.1%)×40」とする。

上記において「配当計算期間」とは、当信用組合の事業年度の初日（同日を含む。）から事業年度の最終日（同日を含む。）までの期間をいい、優先出資の発行日の属する事業年度に係る優先的配当金の支払（以下「初回の配当」という。）の場合は、発行日（同日を含む。）より発行日の属する事業年度の最終日（同日を含む。）までの実日数による期間（以下「初回配当計算期間」という。）をいう。

また、「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コスト（預金保険機構が各配当計算期間の属する事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）をいう。

なお、初回の配当にあつては、初回配当計算期間の実日数を365で除した数字により、日割計算する。

(3) 「日本円 TIBOR (12か月物)」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日とし、初回の配当にあつては令和6年2月2日とする。）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。（3）優先出資者に対する剰余金の配当の額が、優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。

(4) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が、優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。

(5) 優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。

イ. 買入価額は一口あたり20,000円とする。

ロ. 買い入れに伴い発生する予定優先的出資配当率相当負担金は、「(一口あたりの優先出資額面金額)×(優先的配当率)×(当該年度の配当起算日から買入日までの日数/365)×(買入口数)」とする。

(6) 当信用組合の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。

- イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
- ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。
- ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。
- ニ. 残余財産の額がイおよびロにより算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

2. 募集口数	150,000口
3. 額面金額	1口につき500円
4. 払込金額	1口につき20,000円
5. 払込期日	令和6年3月29日（金曜日）
6. 配当起算日	令和6年3月29日（金曜日）
7. 増加する資本金および資本準備金	資本金1口につき10,000円 資本準備金1口につき10,000円
8. 募集の方法	私募 以上